

掛川市規則第7号

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年12月20日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「様式第13号」の次に「。以下「認定証」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、認定証の適用年月日及び有効期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 適用年月日 第1項の規定による申請があった日の属する月の初日
- (2) 有効期限 前号に定める日から1年以内の市長が定める月の末日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。